

リスクマネジメント指針

一般社団法人タグボート

1. 基本的な考え方

介護現場において事故のリスクはつきものである。大切なことはできる限り事故を少なくし、被害を最小限にすることである。

リスク（事故）は多様なものが想定されるが、本指針では利用者の怪我等身体的な事故を中心に編纂している。

2. 平時の対応

ケアプラン、訪問介護計画書、手順書などを確認し、その目的を理解しサービスを提供していく。

3. 事故発生時の対応

①当該利用者への対応

事故が発生した場合は、当該利用者の安全を第一に行動する。

②関係者への連絡

家族、サービス提供責任者に連絡阻止指示を仰ぐ。状況によっては救急要請なども行う。

③事故状況の把握

事故の状況が客観的にわかる様、発見時本人の様子、自宅内の様子、その後に自身がとった行動等を把握し、事業所に戻った時点で速やかにその事実を所定の用紙に記載しておくこと。

④報告と検証

報告書に基づき改めてサービス提供責任者に報告し、サービス提供責任者よりご家族、担当ケアマネージャー等関係者に報告を行う。

⑤損害賠償

事故の状況によって賠償等の必要性が生じた場合、法人が加入する賠償保険に置いて対応する。

⑥事故後の対応

事故内容を共有すると共に事故の要因、事故防止策等について検討を行う。

⑦事故の周知

事故の内容と防止策等については、報告書、口頭及びネットワーク等を活用し、職員で周知する。

4. リスクマネジメントに関する教育

- ①法定研修として年1回以上の研修を実施する。
- ②その他必要に応じて研修を実施する。
- ③これらの研修は利用者に関する者に限らず広くリスク（事故）について研修を行う。

5. 指針の見直し

- ①指針は毎年見直しを行う。
- ②法律の改定や保険者による指導、その他必要に応じて都度指針の見直しを行う。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。